点検結果作成要領

点検結果の作成要領

- 1) 下記に掲げる事項を記載する。
- ①「(様式建1)、(様式設1)、(様式防1)点検結果報告書」、「(様式建2)、(様式 設2)、(様式防2)点検結果」に記載するもの
 - ・点検を行った建築物の名称及び所在地
 - ・点検を行った日
 - ・点検を行った者の氏名
 - ・点検を行った者の資格及び登録番号
- ②「(様式建3)建築物及びその敷地に関する事項」、「(様式設3)建築設備に関する事項」、「(様式防3)防火設備に関する事項」に記載するもの
 - ・建築物(建築設備、防火設備)の概要及び点検の実施状況等
- ③「(様式建4)建築物の点検等の概要」、「(様式設4)建築設備の点検等の概要」、「(様式防4)防火設備の点検等の概要」に記載するもの
 - ・ 点検結果に基づく結果概要
- 2) 点検の結果を、判定基準に則り判定し下記により「(様式建5)、(様式設5)、(様式防5)点検結果シート」の各欄に記載する。
 - ・「支障がある」と判定した項目は「支障の有無」欄に「有」を記入する
 - ・軽微なものなどで経過観察等が必要なものは「特記事項の有無」欄に 「有」を記入する
 - ・「有」を記入した項目については、「**支障がある場所・内容等、指摘事項 がある場所・内容等**」欄にその状況等をできるだけ詳しく記載する
 - ・他の点検記録等で確認した内容は、「**支障がある場所・内容等、指摘事** 項がある場所・内容等」欄にその旨を記載する
 - ・「有」を記入した項目については、写真を撮影し「(様式共1)関係写真」 を作成する。また、「写真番号」欄に番号を記入する
 - ・平面図には「支障がある」などの内容及びその箇所を記入する

建築物定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者(管理者)

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名 印

資 格

番 号

建築物定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

代表となる点検者

氏 名 印

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】 【イ. 防火地域等】 【ロ. 用途地域】	□防火地: □その他		□準防	火地域)	□指定なし	,		
【2. 建築物及びその 【イ. 構造】 【ロ. 階数】 【ハ. 敷地面積】 【ニ. 建築面積】 【ホ. 延べ面積】		- ンクリートぇ		その他(下	ュンクリート造 階)	
【3. 階別用途別床面 【イ. 階層用途別】 【ロ. 用途別床面積		階 (((((((((((((((((((用	途))))))))))	床 (((((((((面積	m ²)	
【4. 增築、改築、用途昭和・平成・令和昭和・平成・令和昭和・平成・令和昭和・平成・令和昭和・平成・令和昭和・平成・令和	年	圣過】 月 月 月 月	日日日日	概要(概要(概要(概要()))

【5. 備考】

建築物の点検等の概要

1.点検の状況	イ. 今回の点検		令和	-	年	月	日実施		
	口. 前回の点検の結果		実施(平成	-	年	月	日点検)[]未3	 実施
	ハ.建築設備の点検の結果		実施(令和	<u>/</u>	年	月	日点検)[]未3	 実施
	ニ. 昇降機等の点検の結果		実施(令和		年	月	日点検)[]未3	
	ホ. 防火設備の点検の結果		実施(令和	<u>/</u>	年	月	日点検)[未多	
2-1.点検の状況	イ. 指摘の内容		支障がある	[特記すべき	き事項がある		
(敷地及び地盤)		Ш	指摘なし						
	口. 指摘の概要								
	ハ. 改善予定の有無		有(令和	年		月に改善	予定)		無
2-2.点検の状況	イ. 指摘の内容		支障がある			特記すべき	き事項がある		
(建築物の外部)			指摘なし						
	口. 指摘の概要								
	ハ. 改善予定の有無		有(令和	年		月に改善	予定)		無
2-3.点検の状況			支障がある				き事項がある		
(屋上及び屋根)			指摘なし						
	ロ. 指摘の概要								
		П	有(令和	年		月に改善	予定)		無
2-4.点検の状況			支障がある	' [き事項がある		7111
(建築物の内部)			指摘なし			, , , ,	_ , , , , , ,		
	ロ. 指摘の概要								
			有(令和	年		月に改善	予定)		無
	>> H 4 /C - 14 ////	ш	11 / 14 JH	1		, , , - > \ II	- /-/		1111

2-5.点検の状況 (避難施設等)	イ. 指摘の内容	□ 支障がある□ 特記すべき事項がある□ 指摘なし	
(,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ロ. 指摘の概要		
	111111111111111111111111111111111111111		
	ハ. 改善予定の有無	□ 有 (令和 年 月に改善予定)	無
2-6.点検の状況	イ. 指摘の内容	□ 支障がある □ 特記すべき事項がある	
(その他)		□ 指摘なし	
(2 7 1 1)	ロ. 指摘の概要		
	11114 12 12		
	ハ. 改善予定の有無	□ 有 (令和 年 月に改善予定)	無
3.石綿を添加	イ. 該当建築材料の	(該当する	
した建築	有無	□ 有 (飛散防止措置無) ()
材料の	13 7/17	□ 有 (飛散防止措置有) ()
点検状況		□無 □不明(年 月に点検予定)	
~ () () () () () () () () () (ロ.措置予定の有無	□ 有 (令和 年 月に改善予定)	
4.建築物等	イ. 不具合等	□ 有	<u> </u>
に係る不具	ロ.不具合等の記録	□ 有 □ 無	
合等の状況	ハ. 改善の状況		月に改善予定)
古寺の仏仏	八.以晋仍从仇	□ 天旭切 □ 以書 1 足(1741	// (C)以合 / 人/
「准士		□ 1/足なし	
5.備 考			
	I		

· 写真 等 番号	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	特記事 項の 有無	;	点検方法	項 目	点検	番号
							1
			,	目視により確認する。	地盤沈下等による不 陸、傾斜等の状況	地盤	(1)
)	目視により確認する。	敷地内の排水の状況	敷地	(2)
			より確認す	目視、下げ振り等に る。	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	塀	(3)
				必要に応じて双眼鏡 目視により確認する。	擁壁の劣化及び損傷の 状況	擁壁	(4)
			とともに、 に応じて鉄	必要に応じて双眼鏡: 目視により確認する 手の届く範囲は必要: 筋棒等を挿入し確認:	擁壁の水抜きパイプの 維持保全の状況		(5)
						建築物の外部	2
			具合等によ	目視及び建具の開閉り確認する。	基礎の沈下等の状況	基礎	(1)
			,	目視により確認する。	基礎の劣化及び損傷の状況		(2)
			具合等によ	目視及び建具の開閉り確認する。	土台の沈下等の状況	土台(木造に限る。)	(3)
				目視及び手の届く範 ハンマーによる打診? 認する。	土台の劣化及び損傷の 状況		(4)
				必要に応じて双眼鏡 目視により確認する。	木造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況	外 躯体等壁	(5)
				必要に応じて双眼鏡: 目視により確認する。	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		(6)
				必要に応じて双眼鏡 目視により確認する。	補強コンクリートブ ロック造の外壁躯体の 劣化及び損傷の状況		(7)
				必要に応じて双眼鏡 目視により確認する。	鉄骨造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況		(8)
				必要に応じて双眼鏡: 目視により確認する。	鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況		(9)
<u> </u>			具 一 要 を を を を を を を を を を を を を	目視及でする。 目視でする。 目視でする。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	状況	外 躯体等	(3) (4) (5) (6) (7)

番号	点検	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(10)	外装仕上げ材等	式工法によるものを除	開等へ認じり合者るマる後に分よ超りれいてにおスり修るを配けているという。 すいま では いっと				
(11)		乾式工法によるタイ ル、石貼り等の劣化及 び損傷の状況	いる場合を除く。) 必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(12)		金属系パネル(帳壁を 含む。)の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(13)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。)の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は開閉によ り確認する。				
(15)	外壁に緊結された広 告板、空調室外機等		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(16)		支持部分等の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は手の届く 範囲をテストハンマーによる打 診等により確認する。				
	屋上及び屋根						
	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り(屋上面を除 く。)		目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				
(3)			目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				
(4)			目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				
(5)			目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				

番号		点 検 1	項 目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	屋根		屋根の劣化及び損傷の 状況	目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認 する。		. H ₩.		
(7)	機器備、	及び工作物(冷却塔設 広告塔等)	機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷 の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				
(8)				目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				
4	建築	 物の内部						
(1)	火区画		延焼のおそれのある部 分及び外壁で準耐火構造としなければならない部分の 開口部に設けられた防 火設備の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。				
(2)	の室内に	躯体等		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(3)	面する部分		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(5)			鉄骨造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(6)				必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(7)			部材の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(8)			鉄骨の耐火被覆の劣化 及び損傷の状況	点検口等から目視により確認する。				
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。				
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				
(11)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。				
(12)			部材の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				

番号		点検』	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	井	材料を必要とする仕	上げの劣化及び損傷の	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。				
(14)		特定天井		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
	シャ	ッターその他これらに	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(16)			又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(17)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する				
(18)			常時閉鎖した状態にある防火扉(以下、「常閉防火扉」という。) の固定の状況	目視により確認する。				
(19)	照明制	器具、懸垂物等		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は触診によ り確認する。				
(20)			防火設備の閉鎖の障害 となる照明器具、懸垂 物等の状況					
		の換気		各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第4項の規定に基づく点検(以下「定期点検」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(22)	石綿*			三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。 査の結果を確認する。				
(23)			囲い込み又は封じ込め による飛散防止措置の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
5	避難	施設等	•					
(1)	廊下		物品の放置の状況	目視により確認する。				
(2)	出入	П	物品の放置の状況	目視により確認する。				
(3)	避難	上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損 傷の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。				

番号		点検	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	避難	上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。		,,,,,,,		
(5)			避難器具の操作性の確 保の状況	目視及び作動により確認する。				
(6)		階段	物品の放置の状況	目視により確認する。				
	段							
(7)			階段各部の劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。				
(8)		屋外に設けられた避	開放性の確保の状況	目視により確認する。				
(0)		難階段						
(9)		特別避難階段	「付室等」という。)	各階の主要な排煙設備の作動を 確認する。ただし、三年以内に 実施した定期点検等の記録があ る場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。				
(10)			付室等の外気に向かっ て開くことができる窓 の状況	目視及び作動により確認する。				
(11)			物品の放置の状況	目視により確認する。				
(12)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。				
(13)			状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足り				
(14)		排煙設備		る。 各階の主要な排煙設備の作動を 確認する。ただし、三年以内に 実施した定期点検等の記録があ る場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。				
(15)				目視により確認するとともに開 閉を確認する。				
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態	目視により確認する。				
(17)		非常用の進入口等	昇降路又は乗降ロビー (以下「乗降ロビー 等」という。)の排煙	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				

番号		点検	項 目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(18)	の他の設備	非常用の進入口等	乗降ロビー等の外気に 向かって開くことので きる窓の状況	目視により確認するとともに、 開閉を確認する。				
(19)	等		物品の放置の状況	目視により確認する。				
(20)				非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(21)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作 動の状況	の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足				
(22)			照明の妨げとなる物品 の放置の状態	目視により確認する。				
6	その	l 他						
(1)		膜構造建築物の膜 体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。ただし、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。				
(2)			膜張力及びケーブル張 力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。ただし、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。				
(3)		免震構造建築物の免 震層及び免震装置	傷の状況(免震装置が 可視状態にある場合に	目視により確認するとともに、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認する。				
(4)				目視により確認する。ただし、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。				
(5)	避雷	設備	避雷針、避雷導線等の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(6)	突	建築物に設ける煙突 又は工作物で高さ6 mを超える煙突	煙突本体及び建築物と の接合部の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。				
(7)			付帯金物の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。				

コンクリート建築物点検表

								剥落の	の危険	性あり					剥落	の危険	食性なし	ン・小		
			/われて百 ロ	火火炬角			コンク	リートの	D劣化		仕上材	の劣化			コ	ンクリー	トの劣	化		
			劣化項目・	为 化現象		(1)	ひび害	削れ	(2)浮	き・剥落	剥落 (3)浮き・剥落			(4)ひび割れ				(5)表面の状態		状態
						1)	1)鉄筋腐食		2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)
\ \						主	沿帯		金 物	凍害	モ	タ	乾	た (砂利	ジコ	不	凍結	エフ	ポッ	脆
		·		\		筋	筋	筋 •	取		ル		燥	状砂や	3	同		ロレ	ププ	
	\	\				に	肋	床	合い	そ	タ	イ	収	石 で 況こ	インルン	沈	そ	ツ	ア	弱
******	/ 方/	\\	対象階	、部材数		沿	筋	筋	部	Ø				は			Ø	セン	ウ	
部材	$\frac{1}{1}$	東	N 家 陌 下	\	本	う	うに	うに	分	他	ル	ル	縮	ししか	トド	下	他	ス	 	化
114	2	南	PE		本															
	3	西西	PE		本															
	4	北	PE		本															
 梁	1	東	Fig. 19 Pin Fig.		本															
米	2	南	PE		本															
	3	西西			本															
		北			本															
壁	1	東	PE		枚															
	2	東南	PE		枚枚															
		西西	PE		枚															
	3		隆		枚枚															
ハ゛ルコニー	4	北東	Fig. 12		個所															
庇等		果 南	PE		所個															
正 守	2		Fig. 12		個所個所															
	3	西十			所個															
	4	北	階	Ĭ	個所															

- ※1 点検表は剥落危険性の有無により、5段階評価と3段階評価に区分し、どちらか該当するセルに点数を記入する。
- ※2「剥落の危険性あり」列のセルの評価点及び「剥落の危険性なし・小」列の評価点は下記による。
- ◎「剥落の危険性あり」の場合
- 5: 多数の部材に各々多くの劣化部分がある。
- 4: 小数の部材に多くの劣化部分がある。
- 3: 多数の部材に各々少しづつ劣化部分がある。
- 2: 小数の部材に少しの劣化部分がある。
- 1: 劣化部分がない。
 - 注1 点検対象部材数は10程度が望ましい。
 - 注2 多数の部材とは30%以上の部材である。
 - 注3 多くのとは複数個所をいう。
- ◎「剥落の危険性なし・小」の場合
- 3: 多数の部材に劣化部分がある。
- 2: 小数の部材に劣化部分がある。
- 1: 劣化部分がない。
 - 注4 多数の部材とは30%以上の部材である。
- ※3 該当しない(点検できなかった。見えなかった)セルは空欄とし、網掛けのセルは記入しない。
- ※4 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については、別途2-(10)の点検項目により詳細に点検する。

出典:「特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)編集・発行(一財)日本建築防災協会」

建築設備定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者(管理者)

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名 印

資 格

番 号

建築設備定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

代表となる点検者

氏 名 印

建築設備に関する事項

【1. 建築物の概要】 【イ. 階数】 【ロ. 建築面積】 【ハ. 延べ面積】 【ニ. 点検対象建築		階 m² m² 設備 設備及び持	地下 □排煙設備 ‡水設備	階 □∌	常用の照明	送置
【2. 換気設備の概要】 【イ. 無窓居室】 【ロ. 火気使用室】 【ハ. 居室等】 【ニ. 空気調和設備 【ホ、ダンパー(防火	□自然換気 ・ 自然換 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会	系統 ((((の空気調和 系統 (の空気調和	 充 室) 系統 系統 系統 系統 系統 系統 は 位 全空 シュニット併用 	室) 室) 室) 室) 室) 系 系 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	£	室) 室)
【3. 排煙設備の概要】 【イ. 避難安全検証 【ロ. 特別避難階段 【ハ. 非常用エレベ 【二. 居室等】 【ホ. 予備電源】	法】 □階避 □適用 の付室】 □吸引 □加圧	式((式式一式((((区画) □ 編 区画) □ 編 区画) □ 編	f □全館避 合気式(その他(合気式(その他(気式(□直結エ	発難安全検証 区画) 区画) 区画) 区画) 区画) (エー) (エー) (エー) (エー) (エー) (エー) (エー) (エー)]無]無]無]無
【4. 非常用の照明装置 【イ. 照明器具】 【ロ. 予備電源】	置の概要】	他(多) (居 多) (居 置 (居	室 灯、 室 灯、 電装置併用	T(□無 , 廊下 , 廊下 , 廊下	灯) 灯、階段 灯、階段 灯、階段	灯) 灯) 灯)

【5. 給水設備及び排水設備の)概要】			
【イ. 飲料水の配管設備】	□給水タンク(基	m^3)	
【口. 排水設備】	□貯水タンク(□その他 (□排水槽	基	m³)	
		」雑排水槽 管設備	□合併槽 □その他(□雨水槽·湧水槽))
【ハ. 圧力タンクの有無】	□有 □無			,
【ニ. 給湯方式】 【ホ. 湯沸器】	□局所式 □ □開放式燃焼器 □その他(」中央式 法 □半密[閉式燃焼器)	□密閉式燃焼器
【6. 備考】				

建築設備の点検等の概要

1. 建築物	イ. 階 数	地上 階 地下 階
の概要	口. 建築面積	m²
	ハ. 延べ面積	m ²
	二. 点検対象建築設備	□ 換気設備 □ 排煙設備 □ 非常用の照明装置
		□ 給水設備及び排水設備
2. 点検日	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
等	口. 前回の点検	□ 実施 (平成 年 月 日点検)□未実施
	ハ. 前回の点検に	□ 有 □ 無
	関する書類	
3.換気設備 の概要	イ.無窓居室 □	自然換気設備(系統室) 機械換気設備(系統室)
17 1965		中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
		その他 (系統 室) 無
	口.火気使用室	自然換気設備(系統室) 機械換気設備(系統室)
		その他(系統 室) 無
	ハ.居室等□	自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
		中央管理方式の空気調和設備 (系統室)
		その他(系統 室) 無
	□ 空気調 □ 和設備•冷	個別パッケージ
	暖房設備	ファンコイルユニット併用
	ホ.ダンパー(防火 設備の有無)	有 無
4.換気設備 点検の	イ. 指摘の内容	□ 支障がある □ 特記すべき事項がある □ 指摘なし
状況	ロ. 指摘の概要	
V V V		
	ハ. 改善予定の有無	□ 有(令和 年 月に改善予定) □ 無
5.換気設備 の不具合の	1. 不具合	□ 有 □ 無
発生状況	口. 不具合記録	□有 □無
	ハ. 改善の状況	□ 実施済 □ 改善予定 (令和 年 月に改善予定)
		□ 予定なし
	ı	ı

6.排煙設備 の概要	イ.避難安全検証法 			難安全権 選難安全 なし		(β ¹	皆)
	ロ.特別避難階段の付	才室	□ 吸引	式(式(区画) 区画)	□ その	気式(の他(区画) 区画)	□無
	ハ.非常用エレベーター ビー	の乗降口	□ 吸引		区画) 区画)		気式(の他(区画) 区画)	黒
	ニ.居室等		□ 吸引	式(区画)	□ 給	気式(区画)	□ 無
	ホ.予備電源		□ 蓄電□ 直結	【池 「エンジン	,	自無	家用発電	装置	
7.排煙設備	イ. 指摘の内容	□ 支障	がある	□ 特	記すべき	:事項が	ある	□指摘な	こし
点検の状況	口. 指摘の概要								
	ハ. 改善予定の有無		令和	年		女善予定	₹)		無
8.排煙設備の	イ. 不具合	□有			無				
不具合の	口. 不具合記録	□有		無					
発生状況	ハ. 改善の状況	□ 実施□ 予定		改善予算	定(令和	П	年	月に改	(善予定)
9.非常用の照 明装置 の概要		白熱灯(その他(灯) 灯)			蛍光灯(無		Τ)	
· 列威女	口.予備電源 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	蓄電池(P 蓄電池(別 自家用発 蓄電池(別 自家発電	川置形) 電装置	(居雪 (居雪 (居雪	室 火	丁、廊 ⁻ 丁、廊 ⁻ 丁、廊 ⁻ 丁、廊 ⁻	下 灯	「、階段 「、階段 「、階段 「、階段	灯) 灯) 灯) 灯)
		無							
10.非常用の	イ. 指摘の内容		iがある	□特	記すべき	事項が	ある	□ 指摘な	こし
照明装置 の点検の 状況	口. 指摘の概要								
	ハ. 改善予定の有無	□ 有(令和	年	月に改	女善予定	₹)		<u></u>
11.非常用の	亻. 不具合	□有			無				
照明装置の	口. 不具合記録	□有		無					
不具合の 発生状況	ハ. 改善の状況	□ 実施□ 予定		改善予	定(令和	Д	年	月に改	(善予定)

及び 排水設備 の概要	イ.飲料水の配管設備 ロ.排水設備 ハ.圧力タンクの有無 ニ.給湯方式 ホ.湯沸器		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	k槽 k槽・湧水 k再利用面)他 式式燃焼 対式燃焼 を閉式	((雑排水槽 槽 己管設備 (] 無] 中央式 器 器	密閉式燃焼	(併槽)(計算)器)	#
13.給水設備 及び 排水設備の 点検の状況	イ. 指摘の内容 ロ. 指摘の概要	□ 支障	<u> </u> がある	特	記すべき事項	<u></u> がある	□ 指摘なし	
	ハ. 改善予定の有無	□ 有(令和	年	月に改善	予定)	無	
14.給水設備 の不具合の 発生状況	イ. 不具合 ロ. 不具合記録 ハ. 改善の状況	□ 有 □ 有 □ 実施] 無] 無] 改善予知	定(令和	年	月に改善予	·定)
15. 備考								

番号	Ą	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	設備							
	機械換気 設備	機械換気設備 (中央管理方式	給気機の外気取 り入れ口及び排 気機の排気口の	づき換気設備が設けられた居室(換気設 目視又は触診により確認する。	備を設ける	るべき調理	至等を除く。)	
(2)			各居室の給気口 及び排気の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。				
(3)			 風道の取付けの 状況	目視又は触診により確認する。				
(4)			給気機又は排気 機の設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		機械換気設備 (中央管理方式 の空気調和設備 を含む。)の性 能	給気機又は排気 機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(6)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(7)	中央管理 方式の空 気調和設 備	空気調和設備の 主要機器及び配 管の外観	空気調和設備の 設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(8)			空気調和設備及 び配管の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。				
(9)		空気調和設備の 主要機器の性能	空気調和設備の 運転の状況	目視又は聴診により確認する。				
			室(火気使用室)					
(1)	設備	対無及び機械換気	排 気 筒 、 排 気 フード及び煙突 の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				

番号		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自然換気設備及び機械換気 設備	給気口、給気 筒、排気口、排 気筒、排気フー ド及び煙突の設 置の状況	目視又は触診により確認する。				
(3)		排気筒及び煙突 の断熱の状況	目視又は触診により確認する。				
(4)	機械換気設備	給気機又は排気 機の設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		給気機又は排気 機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
3	建築基準法第28条第2項(無	<u> </u> 		備が設けら	<u></u> られた居室	· 等	
		取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(2)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。				
(3)		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。				
(4)		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。				
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の 状況を確認する。				
 排煙	 設備						
		に規定する階段室又は付置	室(特別避難階段)、同令第129条の13の3第13項に規定	する昇降路ス	(は乗降ロビー	- (非常用エレベーター) 、同令第126条の2第1項に規定する	居室等
(1)	排煙機 排煙機の外観	排煙機の設置の 状況	目視又は触診により確認する。				

1	建築基準法施	行令第123条第3項第2号	に規定する階段室又は付	室(特別避難階段)、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー(非常用エレベーター)、同令第126条の2第1項に規定する居室等
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の 状況	目視又は触診により確認する。
(2)			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。

番号		点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(3)	排煙機	排煙機の外観	排煙出口の周囲 の状況	目視により確認する。		13 M		
(4)		排煙機の性能	排煙口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。				
(5)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(6)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。				
(7)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況 を確認する。				
(8)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況	目視により確認する。				
(9)			排煙口の取付け の状況	目視により確認する。				
(10)			手動開放装置の 設置の状況	目視により確認する。				
(11)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。				
(12)			排煙口の開放の 状況	目視又は聴診により確認する。				
(13)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14)	排煙口 機械排煙設備の 排煙口の性能	煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(15)	排煙風道 機械排煙設備の 排煙風道 (隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。)	及び損傷の状況	目視により確認する。				
(16)		排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。				
(17)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。				
(18)		排煙風道と可燃物等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。				
(19)	防火ダンパー	防火ダンパーの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(20)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。				
(21)		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。				
(22)		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。				
(23)	特殊な構 特殊な構造の排煙 位設備の排煙 及び給気口の外観	■ 排煙口及び給気 □の周囲の状況	目視により確認する。				
(24)		排煙口及び給気 口の取付けの状 況	目視により確認する。				

番号	Ą	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(25)	特殊な構 造の排煙 設備	特殊な構造の排 煙設備の排煙口 及び給気口の外 観	手動開放装置の 周囲の状況	目視により確認する。				
(26)		煙設備の排煙口 の性能	中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(27)			煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(28)		特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	及び損傷の状況	目視により確認する。				
(29)			給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。				
(30)			防煙壁の貫通措 置の状況	目視により確認する。				
(31)		特殊な構造の排煙設備の給気送 風機の外観	給気送風機の設 置状況	目視又は触診により確認する。				
(32)			給気風道との接 続の状況	目視により確認する。				
(33)		特殊な構造の排煙設備の給気送 風機の性能	排煙口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。				
(34)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(35)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。				

番号	, F	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(36)	造の排煙	煙設備の給気送 風機の性能	中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(37)		特殊な構造の排煙設備の給気送 風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。				
2	建築基準法	 施行令第123条第3項	 第2号に規定する階	 段室又は付室(特別避難階段)、同令第129第	トの13の3第	13項に規定		<u>—)</u>
(1)	付室及び ターの昇	皆段の階段室又は 非常用エレベー 降路又は乗降ロ ける排煙口及び給	及び給気口の作 動の状況	作動の状況を確認する。				
(2)			 給気口の周囲の 状況	目視により確認する。				
(3)	煙設備	排煙風道(隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。)	排煙風道の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				
(4)			排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の 状況	目視により確認する。				
(6)			給気口の取付け の状況	目視により確認する。				
(7)			給気口の手動開 放装置の設置の 状況	目視により確認する。				
(8)			給気口の手動開 放装置による開 放の状況	作動の状況を確認する。				
(9)			給気口の開放の 状況	目視又は触診により確認する。				
(10)		給気風道(隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。)	給気風道の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				

番号	Ļ	京検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(11)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。)	給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。				
(12)		給気送風機の外 観	給気送風機の設 置の状況	目視又は触診により確認する。				
(13)			給気風道との接 続の状況	目視により確認する。				
(14)		給気送風機の性 能	給気口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。				
(15)			給気送風機の作 動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(16)			電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。				
(17)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(18)		給気送風機の吸 込口	吸込口の周囲の 状況	目視により確認する。				
(19)		空気逃し口の外観	空気逃し口の周 囲の状況	目視により確認する。				
(20)			空気逃し口の取 付けの状況	目視により確認する。				
(21)		空気逃し口の性 能	空気逃し口の作 動の状況	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(22)	加圧防排 圧力調整装置の 煙設備 外観	D 圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。				
(23)		圧力調整装置の 取付けの状況	目視により確認する。				
(24)	圧力調整装置(性能	ア 圧力調整装置の 作動の状況	目視により確認する。				
	建築基準法施行令第1269						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。				
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。				
(3)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。				
(4)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。				
(5)		ける制御及び作動状態の監視の状況					
			装置と併用の場合は、非常用の照明装置(日担により確認する	の点検時に	C行う。 I □ □		I
	目家用発 目家用発電装 電装置 等の状況	直目家用発電機至の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。				
(2)		発電機及び原動 機の状況	目視又は触診により確認する。				
(3)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	自家用発 自家用発電装置 電装置 等の状況	始動用の空気槽 の圧力	圧力計を目視により確認する。				
(5)		セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。				
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。				
(7)		計器類及びランプ類の指示及び 点灯の状況	目視により確認する。				
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(9)		自家発電機室の 給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。				
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。				
(11)	自家用発電装置 の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。				
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。				
(13)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。				
(14)		排気の状況	目視により確認する。				

番号			点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	電装置の性能	発電装置	コ ン プ レ ッ サー、燃料ポポン プ、冷却機類の 作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(16)	直結エン ジン 外観	ンジンの	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(17)			燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。				
(18)			セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	 目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。				
(19)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。				
(20)			給気部及び排気 管の取付けの状 況	目視により確認する。				
(21)			Vベルト	目視又は触診により確認する。				
(22)			接地線の接続の 状況	目視により確認する。				
(23)	直結工性能	ンジンの	始動及び停止の 状況	目視により確認する。				
(24)			運転の状況	目視又は聴診により確認する。				
	用の照明装置		ı	l				
	应可见目							

1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具使	E用電球、ラン	目視により確認する。		
		寸			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
2	電池内蔵形の蓄電池、電源	別置形の蓄電池及	び自家用発電装置				
(1)		予備電源への切替え及び器具の 点灯の状況	作動の状況を確認する。				
(2)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。				
(3)		配電管等の防火 区画の貫通措置 の状況(隠蔽部 分及び埋設部分 を除く。)					
	電源別置形の蓄電池及び自			T			1
(1)		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。				
(2)		蓄電池設備と自 家用発電装置併 用の場合の切替 えの状況	作動までの時間を確認すること。				
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	充電ランプ	充電ランプの点 灯の状況	目視により確認する。				
5	電源別置形の蓄電池						
(1)		蓄電池室の防火 区画等の貫通措 置の状況	目視により確認する。				
(2)		蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。				
(3)		蓄電池の設置の 状況	目視又は触診により確認する。				
(4)		充電器室の防火 区画等の貫通措 置の状況	目視により確認する。				
(5)		キュービクルの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
6	 自家用発電装置				14.711		
(1)	自家用発 自家用発電装置 電装置 等の状況	自家用発電機室 の防火区画等の 貫通措置の状況	目視により確認する。				
(2)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。				
(3)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。				
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。				
(5)		セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定する。				
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。				
(7)		計器類及びラン プ類の指示及び 点灯の状況	目視により確認する。				
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(9)		自家発電機室の 給排気の状況 (屋内に設置さ れている場合に 限る。)	室内の温度を温度計により測定するとと もに、作動の状況を確認する。				
(10)			目視により確認する。				
(11)	自家用発電装置 の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(12)	自家用発 自家用発電装置 電装置 の性能	始動の状況	作動の状況を確認する。				
(13)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。				
(14)		排気の状況	目視により確認する。				
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の 作動の状況					
1	設備及び排水設備 飲料用の配管設備及び排水 飲料用配管及び排水配管						

	設備及び排水設備	=n. #±				
	飲料用の配管設備及び排水		[14] - 1. 10 rhst 1. v			
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。			
2	飲料水の配管設備					
	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク(以下「給水タンク等」という。) 並びに給水ポンプ	給水タンク等の 腐食及び漏水の 状況	目視により確認する。			
(2)		A水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。			
(3)		給水タンク等の 内部の状況	目視により確認する。			
(4)	給湯設備(循環ポンプを含 む。)	給湯設備(ガス 給 湯 器 を 除 く。)の取付け の状況	目視又は触診により確認する。			
(5)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。			
(6)		給湯設備の腐食 及び漏水の状況	目視により確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。		71.75		
3	排水設備				<u> </u>		
	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。				
(2)		排水ポンプの設 置の状況	目視により確認する。				
(3)		転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。				
		表示の状況					
(5)		雑用水タンク、 ポンプ等の設置 の状況	目視により確認する。				
(6)		消毒装置	目視により確認する。				
(7)	その他 衛生器具	衛生器具の取付 けの状況	目視により確認する。				
(8)	排水管	排水の状況	目視により確認する。				
(9)			目視により確認する。				
(10)	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。				

防火設備定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者(管理者)

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名 印

資 格

番 号

防火設備定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について 点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

代表となる点検者

氏 名 印

防火設備に関する事項

【1. 建築物の概要】 【イ. 階数】 【ロ. 建築面積】 【ハ. 延べ面積】	地上	階 m² m²		階	
【2. 防火設備の概要 【イ. 避難安全検記 【ロ. 防火設備】	-	全検証法 枚) クリーン(防火シャッター(ベレンチャー(
【3. 防火設備の検査 【イ. 指摘の内容】 【ロ. 指摘の概要】 【ハ. 改善予定の	□要是正0		· <u> </u>	字不適格) □ 指: :予定) □無	摘なし
【4. 防火設備の不具 【イ. 不具合】 【ロ. 不具合記録】 【ハ. 改善の状況】	□ 有 □無 □ 有	□改善予定	(令和	年 月に改善う	予定□予定なし

【5. 備考】

防火設備の点検等の概要

1. 建築物の	1. 階 数	地上 階 地卜 階
概要	口. 建築面積	m²
	ハ. 延べ面積	m²
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
	ロ. 前回の点検	□ 実施 (平成 年 月 日点検) □未実施
	ハ. 前回の点検に	□有 □無
	関する書類	
3.防火設備	1.避難安全 □	階避難安全検証法(階)
の概要	検証法等の □ 適用 □	全館避難安全検証法
		その他
	□.防火設備 □	防火扉(枚) □ 防火シャッター(枚)
		耐火クロススクリーン(枚) 「ドレンチャー(台)
		その他(台)
4.防火設備		
4.め外設備 点検の状況		□ 支障がある □ 特記すべき事項がある □ 指摘なし
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	□ 有(令和 年 月に改善予定) □ 無
5.防火設備 の不具合の	1. 不具合	□有 □無
発生状況	口. 不具合記録	□有 □無
	ハ. 改善の状況	□ 実施済 □ 改善予定 (令和 年 月に改善予定)
		□ 予定なし

防火設備等定期点検結果シート

番号	J	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	<u></u> 防火扉							
	防火扉	設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害となる物品の放置の 状況	目視により確認する。				
(2)		扉、枠及び金物	雇の取付けの状況 況	目視又は触診により確認する。				
(3)			扉、枠及び金物 の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。				
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。				
(5)	連動機構	煙感知器,熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。				
(7)		連動制御器□	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。				
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(10)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(11)		連動機械用予備電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(13)		自動閉鎖装置□	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(14)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復 旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻 すことにより、作動の状況を確認する。				

	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容	特記事 項の 有無	支障の 有無	点検方法	点検事項	点検項目	ļ-	番号
				煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉の閉鎖の 状況	作動の状況	総合的な化	(15)
						ッター	防火シャ	2
				目視により確認する。	閉鎖の障害となる物品の放置の 状況	設置場所の周囲 状況	防火 シャッ ター	(1)
				目視、聴診又は触診により確認する。	軸受け部のブラ ケット、巻取り シャフト及び開 閉機の取付けの 状況	ら (4) の項ま		(2)
				目視により確認する。	スプロケットの 設置の状況			(3)
				目視、聴診又は触診により確認する。	軸受け部のブラ ケット、ベアリ ング及びスプロ ケット又はロー プ車の劣化及び 損傷の状況			(4)
				目視、聴診又は触診により確認する。	ローラチェーン 又はワイヤー ロープの劣化及 び損傷の状況			(5)
				防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット及び座 板の劣化等の状 況	カーテン部		(6)
				目視又は触診により確認する。	吊り元の劣化及 び損傷並びに固 定の状況			(7)
				目視により確認する。	劣化及び損傷の 状況	ケース	_	(8)
				目視により確認する。	劣化及び損傷の 状況	まぐさ及びガイ ドレール	_	(9)
				目視により確認する。	危害防止用連動 中継器の配線の 状況	危害防止装置	<u> </u>	(10)
				目視により確認する。	危害防止装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況)	(11)
				予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	危害防止装置用 予備電源の容量 の状況			(12)
				目視により確認するとともに、座板感知 部を作動させ、防火シャッターの降下が 停止することを確認する。	座板感知部の劣 化及び損傷並び に作動の状況			(13)
_				予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が	危害防止装置用 予備電損傷の状況 危害哺乳傷の状況 危害所電源のおいる を事情である。 を事情である。 を事情である。 を表の状況 を板感が損傷がある。 をないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも		<u>, </u>	(12)

番号	,	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14)	防火 シャッ ター	危害防止装置	作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、シャッター カーテンの質量により運動エネルギーを 確認するとともに、座板感知部の作動に より防火シャッターの降下を停止させ、 その停止距離を銅製巻尺等により測定す る。また、その作動を解除し、防火 シャッターが再降下することを確認す る。。				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(25)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。				
(17)		連動制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。				
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(20)			予備電源への切り り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(21)		連動機構用予備電源	 劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。				
(25)	総合的な作	作動の状況	防火シャッター の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。				

	Ą	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
3 i	耐火クロス	ススクリーン	I					<u>I</u>
		設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害となる物品の放置の 状況	目視により確認する。				
(2)		駆動装置	ローラチェーン の劣化及び損傷 の状況	目視、聴診又は触診により確認する。				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び 座板の劣化及び 損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。				
(4)			吊り元の劣化及 び損傷並びに固 定の状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		ケース	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(6)		まぐさ及びガイ ドレール	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(7)		危害防止装置	危害防止用連動 中継器の配線の 状況	目視により確認する。				
(8)			危害防止装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				
(9)				予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(10)			座板感知部の劣 化及び損傷並び に作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知 部を作動させ、耐火クロススクリーンの 降下が停止することを確認する。				
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。				
				ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。				
(12)		煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(21)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(13)		連動制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14)	連動機構 連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		11 7//		
(15)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(16)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(17)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(18)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(19)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(20)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。				
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススク リーンの閉鎖の 状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。				
4		 を形成する防火設	備(以下「ドレンチャー等」という。)				
(1)	ドレン チャー等 状況	作動の障害となる物品の放置の 状況	目視により確認する。				
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設 置の状況	目視により確認する。				
(3)	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。				
(4)	排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。				
(5)	水源	貯水槽の劣化及 び損傷、水質並 びに水量の状況	目視により確認する。				
(6)		給水装置の状況	目視により確認する。				
(7)	加圧送水装置	ポンプ制御盤の スイッチ類及び 表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。				

番号	点	検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	ドレン チャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		11 7///		
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(10)			ポンプ及び電動 機の状況	目視又は触診により確認する。				
(11)			加圧送水装置用 予備電源への切 り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(12)			加圧送水装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				
(13)			加圧送水装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(14)			圧力計、呼水 槽、起動用圧力 スイッチ等の付 属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。				
(15)	さ く	亜感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器(火 災感知用ヘッド 等の感知装置を 含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(16)	f i	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。				
(17)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(18)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(19)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(20)	Į.		劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(21)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(22)	Ē	自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23)	連動機構 手動操作装置	設置の状況	目視により確認する。				
(24)	総合的な作動の状況		次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なて、とも一以上のドレンチでで等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行うない場合にあっては、放水試験による方法場合にあっては、放水試験による方法				

関係写真

部位	番号	点検項	目	点検結	i果	
티네파				□ 支障がある	□その他	
			特記事項			
	写真	<u></u>				
	# I	- A L a-1	r m	► 1 A A L	. III	
部位	番号	点検項	目	点検結果		
			114 37 45 45	□ 支障がある	□その他	
			特記事項			
		71.71				
	写真	貼付				

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「支障がある」と判定した項目について作成して下さい。また、「支障がない」 状況でも「特記すべき項目がある」と判定した場合についても作成して下さい。
- ②「部位」欄の番号、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入して下さい。
- ③「点検結果」欄は、点検の結果「支障がある」の場合は「支障がある」のチェックボックスにチェックし、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスにチェックして下さい。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付して下さい。

出典:「特殊建築物等定期調査業務基準(2008年改訂版)(財)日本建築防災協会編集·発行、国土交通省住宅局建築指導課監修」

建築物定期点検結果シート

番号	点検	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	有	無	玄関前で建物入り口と周辺通路に不同沈下によるとみられる段差がある。	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	無	有	雨水会所に泥だまりがみられ、定期的な清掃が必要である。	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	有	無	コンクリートブロック塀が大きく傾き亀裂 が生じている。	1
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(5)		擁壁の水抜きパイプの 維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認するとともに、 手の届く範囲は必要に応じて鉄 筋棒等を挿入し確認する。	無	無		
	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等によ り確認する。	有	無	不同沈下によるクラックが基礎立上がり面にみられる。	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	基礎コンクリート換気孔周囲にひび割れが 多く発生している。	
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	無	無		
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテスト ハンマーによる打診等により確 認する。	無	無		
(5)	外 躯体等 壁	木造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(6)		組積造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(7)		補強コンクリートブ ロック造の外壁躯体の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	コンクリートブロック壁がはらみ、目地部 に隙間が生じている。	
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	有	鉄骨の錆止め塗装が剥離している。	
(9)		鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	仕上タイルが下地コンクリートごと欠損し 露筋している。	

番号		点検	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(10)	外壁	仕上げ材等	式工法によるものを除く。)、モルタル等の	開等ハ認じり合者るマる後に分よ超りれいてにおスり修るをいる場合では、大変ににた歩のンとでは、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に	有	無	目視と部分打診による点検で、タイルの浮きと見られる劣化兆候があり、詳細点検を要する。	
(11)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	仕上げの石貼りにクラックが発生してい る。	
(12)			金属系パネル(帳壁を 含む。)の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	金属パネル面が腐食している。	
(13)			コンクリート系パネル (帳壁を含む。)の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	ALCパネル面にひび割れが多数みられ、部分 欠損がある。	
(14)	窓サ	ッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は開閉によ り確認する。	有	無	スチールサッシが腐食し開閉が困難になっ ている。	4
(15)		に緊結された広 、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	看板の部材が曲がっている。	
(16)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は手の届く 範囲をテストハンマーによる打 診等により確認する。	有	無	看板の支持アンカーにぐらつきがある。	
3	屋上及び	 屋根						
	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況		有	無	防水押えコンクリートにひび割れが多数みられる。	7
(2)	屋上周りく。)	(屋上面を除		目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	有	無	パラペットの左官仕上げ (防水モルタル) が剥離している。	
(3)				目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	無	無		
(4)				目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	無	有	カラー鉄板笠木が発錆しはじめている。	
(5)				目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	有	有	ルーフドレーンに泥が詰まり雨水が溜まっている。 清掃の上、通水を確保すること。	5

番号		点検項	Į B	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(6)	屋根		屋根の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。	有	無	屋根折板の鋼板が風でめくれている。	
(7)	機器及び工作物(備、広告塔等)	-		目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	無	有	クーリングタワーに汚れがみられる。	
(8)				目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	有	無	屋上クーリングタワーの支持鉄骨が腐食し ている。	
4	建築物の内部			ı				
(1)	防、防火区画の外、火、区画画		延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の 開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	スパンドレル内の窓の網入りガラスが割れ ている。	
(2)	壁躯体等の室内に	,		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(3)	面する部分			必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(4)		Ī		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(5)		,	鉄骨造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	C型鋼の胴縁が腐食し、錆がたまっている。	
(6)				必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	柱に経年変位とみられる膨らみがあり、露 筋している。	2
(7)	耐火建築物と とを要しない の壁、耐火権 又は準耐火権 (防火円)	↑建築物 : 構造の壁 構造の壁 と構成す	部材の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	ALCパネルの角が欠け、壁に穴があいてい る。	
(8)	る壁に限る。	Ś	鉄骨の耐火被覆の劣化 及び損傷の状況	点検口等から目視により確認す る。	有	無	鉄骨梁部に間仕切り撤去跡があり、耐火被 覆が復旧されていない。	
(9)	床 躯体等		木造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	鉄骨に著しく錆が発生している。	
(11)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	コンクリートスラブ裏に露筋し発錆してい る。	
(12)	耐火建築物ととを要しないの床、耐火権 又は準耐火権 (防火区画を る床に限る。	↑建築物 : 構造の床 構造の床 と構成す	部材の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	床に配管を除去した穴があいている。	

番号	点検コ	項 目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(13)	井 材料を必要とする仕		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。	有	無	漏水により天井仕上げ材が剥落している。	
(14)	特定天井	特定天井の天井材の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	有	無	天井材に破断している箇所がある。	
	シャッターその他これらに 類するものに限る。)又は	は戸(以下「常閉防火 設備」という。)の本 体と枠の劣化及び損傷 の状況		有	無	防火扉の発錆により閉鎖に支障がある。	
(16)		又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	有	無	閉鎖中の防火シャッターが途中で停止す る。	
(17)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	無	無		
(18)		常時閉鎖した状態にある防火扉(以下、「常閉防火扉」という。)の固定の状況		無	無		
(19)	照明器具、懸垂物等		必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は触診によ り確認する。	無	有	照明器具の固定金物が発錆しはじめてい る。	
(20)		防火設備の閉鎖の障害 となる照明器具、懸垂 物等の状況	目視により確認する。	無	無		
(21)	居室の換気		各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第4項の規定に基づく点検(以下「定期点検」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(22)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付け ロックウールでその含 有する石綿の重量が当 該材料の重量の0.1 パーセントを超えるも のの劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調 査の結果を確認する。	有	無	維持管理点検記録が保存されていない。	
(23)		囲い込み又は封じ込め	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
5	避難施設等						
	廊下	物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(2)	出入口	物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(3)	避難上有効なバルコニー		目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	有	無	手すり脚部の腐食により笠木モルタルが剥 落している。	

番号		点検	頁 目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	避難」	こ有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。				
					無	無		
(5)			避難器具の操作性の確 保の状況	目視及び作動により確認する。	有	無	避難ハッチの直下に配管が施工されており、避難時に支障がある。	
(6)	階段	皆 段	物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)			階段各部の劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。	無	有	外部鉄骨階段が発錆しはじめている。	3
(8)		屋外に設けられた避 難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する。	無	無		
(9)	4	寺別避難階段	「付室等」という。)	各階の主要な排煙設備の作動を 確認する。ただし、三年以内に 実施した定期点検等の記録があ る場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。	無	無		
(10)			付室等の外気に向かっ て開くことができる窓 の状況	目視及び作動により確認する。	有	無	自然排煙口の周囲に物品があり開閉に支障をきたしている。	
(11)			物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(12)	排煙設備等	坊煙壁	防煙壁の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。	有	無	防煙垂れ壁に亀裂が入っている。	
(13)			状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足り	無	無		
(14)	<u>1</u>	非煙設備		名階の主要な排煙設備の作動を 確認する。ただし、三年以内に 実施した定期点検等の記録があ る場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。	無	無		
(15)				目視により確認するとともに開 閉を確認する。	有	無	自然排煙口が家具等によりふさがれている。	
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態	目視により確認する。	無	無		
(17)		非常用の進入口等	昇降路又は乗降ロビー (以下「乗降ロビー 等」という。)の排煙	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		

番号		点検:	項目	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(18)	の他の設備	非常用の進入口等	乗降ロビー等の外気に 向かって開くことので きる窓の状況	目視により確認するとともに、 開閉を確認する。	無	無		
(19)	等		物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(20)			非常用エレベーターの 作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(21)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置 の作動を確認する。ただし、三 年以内に実施した定期点検等の 記録がある場合にあっては、当 該記録により確認することで足 りる。	無	無		
(22)			照明の妨げとなる物品 の放置の状態	目視により確認する。	無	無		
6	その	他						
(1)		膜構造建築物の膜 体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	有	無	膜体の接合部が開いている。	
(2)			力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。ただし、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。	無	無		
(3)		免震構造建築物の免 震層及び免震装置	傷の状況(免震装置が 可視状態にある場合に	目視により確認するとともに、 三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認する。	無	無		
(4)				三年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。	無	無		
	避雷		劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	有	支持管の防錆塗装が剥離してきている。	
(6)	煙突	建築物に設ける煙突 又は工作物で高さ6 mを超える煙突	煙突本体及び建築物と の接合部の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	無	無		
(7)			付帯金物の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。	有	無	点検用タラップが著しく錆びている。	

建築設備等定期点検結果シート

(様式設5)

番号	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	京検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	設備	Laborate trans-	I Althour a land a series		- 	·		
	機械換気 設備	機械換気設備 (中央管理方式	給気機の外気取 り入れ口及び排 気機の排気口の	づき換気設備が設けられた居室(換気設 目視又は触診により確認する。	備を設ける 	4111-	津室等を除く。) 排気ガラリが腐食し、部分劣化による欠損がみられる	
(2)			各居室の給気口 及び排気の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(3)			風道の取付けの 状況	目視又は触診により確認する。	有	無	ダクトの吊り金物がはずれ、ダクトがたわ んでいる。	
(4)			給気機又は排気 機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。	
(5)	機械換気設備	機械換気設備 (中央管理方式 の空気調和設備 を含む。)の性 能	給気機又は排気 機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(6)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無		
(7)	中央管理 方式の空 気調和設 備	主要機器及び配	空気調和設備の 設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	空調室外機の基礎取付けアンカーボルトが腐食劣化している。	
(8)			空気調和設備及 び配管の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	空調配管のラッキングが全面的に腐食している。	
(9)			空気調和設備の 運転の状況	目視又は聴診により確認する。	有	無	エアーハンドリングユニットの運転時に震動・異音がある。	
			 室(火気使用室) [:]					
(1)	自然換気設設備	と備及び機械換気	排 気 筒 、 排 気 フード及び煙突 の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	排気筒の継ぎ目が外れ、空気の漏れがあ る。	

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)		給気口、給気 筒、排気口、排 気筒、排気フー ド及び煙突の設 置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(3)		排気筒及び煙突 の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	有		換気ダクトの断熱グラスウールが剥がれて いる。	
(4)		給気機又は排気 機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。	
(5)		給気機又は排気 機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
3	建築基準法第28条第2項(無	窓居室) 又は第3	項(火気使用室)の規定に基づき換気設	備が設け り	<u></u> られた居室	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1)		防火ダンパーの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	ンパーの吊りボルトが数箇所にわたり外れて	いる。
(2)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(3)		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(4)		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。	無	無		
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、無熱理複合での 煙 感 知器及び熱思との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の 状況を確認する。	無		別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。 その結果、全数異常なしを確認した。	
<u> </u>	<u> </u> 				<u> </u>		

排煙設備

1	建築基準法施	行令第123条第3項第2号	に規定する階段室又は付	室(特別避難階段)、同令第129条の13の3第13項	に規定する昇降路又	【は乗降ロビー	- (非常用エレベーター)、同令第126条の2第1項に規定する居園	室等
(1)	排煙機		排煙機の設置の 状況	目視又は触診により確認する。				
					有		排煙機室に物品が放置されメンテスペース が取れていない。	
(2)			排煙風道との接 続の状況	目視により確認する。	無	無		

番号		点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(3)	排煙機	排煙機の外観	排煙出口の周囲 の状況	目視により確認する。	無	無		
(4)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	有	有	連動起動確認後、排煙口を復旧した際、勝 手に再度開放した。 排煙口の金物やワイヤーの点検修理が必 要。	
(5)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。	有	無	運転時に震動・異音がある。	
(6)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	有	無	運転時に震動・異音がある。	
(7)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	
(8)	排煙口	機械排煙設備の 排煙口の外観	排煙口の周囲の 状況	目視により確認する。	無	無		
(9)			排煙口の取付け の状況	目視により確認する。	無	無		
(10)			手動開放装置の 設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(11)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(12)			排煙口の開放の 状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(13)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	排煙口 機械排煙設備の 排煙口の性能	煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。			別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。 その結果、全数異常なしを確認した。	
(15)	排煙風道 機械排煙設備の 排煙風道 (隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。)	【及び損傷の状況	目視により確認する。	有		防火区画貫通部でダクトと防火ダンパーが 変形している。	
(16)		排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(17)		防煙壁の貫通措 置の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)		排煙風道と可燃 物等との離隔距 離及び断熱の状 況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。	無	無		
(19)	防火ダンパー	防火ダンパーの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパーの吊りボルトが数箇所にわた り外れている。	
(20)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(21)		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(22)		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。	無	無		
(23)	特殊な構 特殊な構造の排煙口 造の排煙 歴設備の排煙口 及び給気口の外 観	 排煙口及び給気 口の周囲の状況 	目視により確認する。	無	無		
(24)		排煙口及び給気 口の取付けの状 況	目視により確認する。	無	無		

番号	· 点相		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(25)	造の排煙 煙	型設備の排煙口 なび給気口の外	周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
(26)	煙	5設備の排煙口 ○性能	中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無		
(27)			作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(28)	煙 道 ひ	F殊な構造の排 型設備の給気風 直(隠蔽部分及 ド埋設部分を除 。)	及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(29)			給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(30)			防煙壁の貫通措 置の状況	目視により確認する。	無	無		
(31)	特煙風	F殊な構造の排 重設備の給気送 1機の外観	給気送風機の設 置状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(32)			給気風道との接 続の状況	目視により確認する。	無	無		
(33)	煙	F殊な構造の排 E設備の給気送 J機の性能	排煙口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(34)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(35)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	無	無		

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	特殊な構造造の排煙 煙設備の給 設備 風機の性能	の排 中央管理室にお 気送 ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無		
(37)	特殊な構造 煙設備の給 風機の吸込「	の排 吸込口の周囲の 気送 状況 1	目視により確認する。	無	無		
2	建築基準法施行令第123条	:第3項第2号に規定する階	『段室又は付室(特別避難階段)、同令第129:	条の13の3第	第13項に規定	- 定する昇降路又は乗降ロビー(非常用エレベータ	-)
	特別避難階段の階段室 付室及び非常用エレターの昇降路又は乗 ビーに設ける排煙口及 気口	降口 動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(2)		給気口の周囲の 状況	目視により確認する。	無	無		
(3)	加圧防排 排煙風道 (煙設備 部分及び埋 分を除く。)	隠蔽 排煙風道の劣化 設部 及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(4)		排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(5)	給気口の外種	親 給気口の周囲の 状況	目視により確認する。	無	無		
(6)		給気口の取付け の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)		給気口の手動開 放装置の設置の 状況	目視により確認する。	無	無		
(8)	給気口の性能	差 給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(9)		給気口の開放の 状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(10)	給気風道(Pi 部分及び埋i 分を除く。)	総気風道の劣化 最高	目視により確認する。	無	無		

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(11)	加圧防排 給気風道 (隠蔽 煙設備 部分及び埋設部 分を除く。)	給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(12)	給気送風機の外 観	 給気送風機の設 置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(13)		給気風道との接 続の状況	目視により確認する。	無	無		
(14)	 給気送風機の性 能	総気口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(15)		給気送風機の作 動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(16)		電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	無	無		
(17)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無		
(18)	給気送風機の吸 込口	吸込口の周囲の 状況	目視により確認する。	無	無		
(19)	空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
(20)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	無	無		
(21)	空気逃し口の性 能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。	無	無		

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
	加圧防排 圧力調整装置の 煙設備 外観	圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。				
				無	無		
(23)			目視により確認する。				
		取付けの状況		無	無		
(24)	圧力調整装置の		目視により確認する。				
	性能	作動の状況		無	無		
3		 2第1項に規定す <i>2</i>					
	可動防煙壁	手動降下装置の	作動の状況を確認する。				
		作動の状況		有	無	片手で簡単に操作できない。	
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	有	無	垂れ壁が引っ掛かり降下しない。	
(3)		煙感知器による 連動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(4)		可動防煙壁の防 煙区画	目視により確認する。	有		垂れ壁動作空間に吊り看板があり障害と なっている。	
(5)		中央管理室にお	中央管理室において制御及び作動の状況			なっている。	
		ける制御及び作動状態の監視の状況	を確認する。	無	無		
4	予備電源 ※自家用発電装	 置が非常用の照明:	 装置と併用の場合は、非常用の照明装置の	 ひ点検時に	 ニ行う。		
(1)	自家用発 自家用発電装置 電装置 等の状況		目視により確認する。	無	無		
(2)		発電機及び原動 機の状況	目視又は触診により確認する。				
				無	無		
(3)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。	無	無		

番号	点検工	頁目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	自家用発 自家電装置 等の		始動用の空気槽 の圧力	圧力計を目視により確認する。	無	無		
(5)			セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	有		セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)			計器類及びラン プ類の指示及び 点灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(8)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)			自家発電機室の 給排気の状況 (屋内に設置されている場合に 限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	無		別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(10)			 接地線の接続の 状況	目視により確認する。	無	無		
(11)	自家の性		 電源の切替えの 状況	作動の状況を確認する。	無		別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(12)			<u></u> 始動の状況	作動の状況を確認する。	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(13)			運転の状況	目視又は聴診により確認する。	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)			排気の状況	目視により確認する。	無		別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(15)	自家用発電電装置 の性能	装置 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
	直結エン・外観	ジンの 直結エンジンの 設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(17)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。	無	無		
(18)		セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定する。	有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(19)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	有	有	計器類の表示が定格値の±10%を超えている。	
(20)		給気部及び排気 管の取付けの状 況	目視により確認する。	無	無		
(21)		Vベルト	目視又は触診により確認する。	有	無	Vベルトが劣化しており、取換えが必要。	
(22)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	無	無		
(23)	直結エンシ性能	ジンの 始動及び停止の 状況	目視により確認する。	無	無		
(24)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。	有	無	運転時に震動・異音がある。	

非常用の照明装置

1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	無	無	

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
2	電池内蔵形の蓄電池、電源	別置形の蓄電池及	び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の	作動の状況を確認する。				
		点灯の状況					
				無	無		
(2)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。				
(2)		「川田原の川土肥」	ぶり 呼回を確応する。				
				無	無		
				***	////		
(3)	配線		目視又は触診により確認する。				
		区画の貫通措置の状況 (隠蔽部					
		分及び埋設部分 を除く。)		無	無		
		在 娇 气。)					
	電源別置形の蓄電池及び自		作動の仏河ナガギルフ			1	
(1)	切替回路	蓄電池設備への	作動の状況を確認する。				
		切替えの状況		Aur.	<i>+</i>	 直流電源設備点検報告書等により異常がな	
				無	有	いことを確認した。	
(2)		蓄電池設備と自	作動までの時間を確認すること。				
		家用発電装置併用の場合の切替					
		えの状況		無	無		
	電池内蔵形の蓄電池				,	,	
(1)	充電ランプ	充電ランプの点 灯の状況	目視により確認する。				
						 充電ランプが不点灯でバッテリーに充電さ	
				有		れている確認ができない。	
5	 電源別置形の蓄電池						
	蓄電池 蓄電池等の状況	蓄電池室の防火	目視により確認する。				
		区画等の貫通措 置の状況					
				無	無		
1-1		#272	<u> </u>				
(2)		蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。				
				h	here		
				無	無		
(3)		蓄電池の設置の	目視又は触診により確認する。				
		状況					
				無	有	直流電源設備点検報告書等により異常がな	
						いことを確認した。	
(4)	充電器	充電器室の防火 区画等の貫通措	目視により確認する。				
		置の状況					
				無	無		
(5)		キュービカルの	目視又は触診により確認する。				
(0)		取付けの状況	ロガスメホメエエエがメニより推説りる。				
				有	無	キュービクルの支持アンカーが発錆し腐食	
				1 1	無	している。	
		1		1		<u> </u>	

番号	· 点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
6	自家用発電装置						
(1)	自家用発 自家用発電装置 電装置 等の状況	自家用発電機室 の防火区画等の 貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無		
(2)		発電機及び原動 機の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(3)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。	無	無		
(4)	_	始動用の空気槽 の圧力	圧力計を目視により確認する。	無	無		
(5)		セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定する。	有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジン が始動しない。	
(6)		燃料及び冷却水 の漏洩の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)		自家発電機室の 給排気の状況 (屋内に設置されている場合に 限る。)		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	無	無		

番号		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(11)	自家用発 自家用発電装置 電装置 の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。	無		別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(13)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。	無		別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)			目視により確認する。	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常が ないことを確認した。	
(15)		コ ン プ レ ッ サー、燃料ポン プ、冷却水ポン プ等の補機類の 作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

給水設備及び排水設備

枯水	:設備及び排水設備						
1	飲料用の配管設備及び排水	設備					
	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く)	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認する。	有	無	配管の継手部分より漏水している。	
2	飲料水の配管設備					·	
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク(以下「給水タンク等」という。) 並びに給水ポンプ	腐食及び漏水の	目視により確認する。	有	無	給水タンク底面が腐食し漏水している。	
(2)			水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。	無	無		
(3)		給水タンク等の 内部の状況	目視により確認する。	無	無		
(4)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス 給 湯 器 を 除 く。)の取付け の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(5)		ガス湯沸器の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	機器本体が腐食し漏水している。	
(6)		給湯設備の腐食 及び漏水の状況	目視により確認する。	無	無		

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 写真 指摘事項がある場所・内容等 番号
(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	有	無	煙突の接続部がはずれている。
3	排水設備					<u> </u>
	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。			
				無	無	
(2)		 排水ポンプの設	目視により確認する。			
		置の状況		無	無	
(3)		 排水ポンプの運	水圧計により測定するとともに、目視又			
		転の状況	は聴診により確認する。	無	無	
(4)	排水再利用配管設備(中水	雑用水給水栓の	目視により確認する。			
	道を含む。)	表示の状況		無	無	
(5)		雑用水タンク、 ポンプ等の設置 の状況	目視により確認する。	有	無	コンクリート基礎に亀裂がある。
(6)		消毒装置	目視により確認する。	無	無	
(7)	その他 衛生器具	衛生器具の取付	目視により確認する。			
		けの状況		有	無	洗面器が損傷しておりガタツキがある。
(8)	排水管	排水の状況	目視により確認する。			
				無	無	
(9)		間接排水の状況	目視により確認する。	有	無	給水タンクのオーバーフロー管が直接連結 されている。
(10)		通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。			
				無	無	

(様式防5)

防火設備等定期点検結果シート

番号	Ą	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1	防火扉					•		
(1)	防火扉	設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害とな る物品の放置の 状況	目視により確認する。	無	無		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状 況	目視又は触診により確認する。				
			VL		無	無		
(3)			扉、枠及び金物 の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。	有	無	枠の腐食による変形により閉鎖に支障がある。	
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	無	無		
(5)	連動機構	煙感知器,熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(6)		温度ヒューズ装 置	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)		連動制御器□	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。	有	無	スイッチが破損し操作不可。	
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(10)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(11)		連動機械用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	無	無		
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	有	無	予備電源の容量と連動制御器が指定する予 備電源の容量が異なっている。	
(13)		自動閉鎖装置□	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(14)				閉鎖した防火扉を、連動制御器による復 旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻 すことにより、作動の状況を確認する。	無	無		

番号	,	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(15)	総合的な作	作動の状況	防火扉の閉鎖の 状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		
2	防火シャ	ッター				•		
(1)		設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害となる物品の放置の 状況	目視により確認する。	無	無		
(2)		((2)の項から(4)の項ま での点検については、日常的に	軸受け部のブラ ケット、巻取り シャフト及び開 閉機の取付けの 状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無		
(3)		開閉するものに限る。)	スプロケットの 設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(4)			軸受け部のブラ ケット、ベアリ ング及びスプロ ケット又はロー プ車の劣化及び 損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無		
(5)			ローラチェーン 又はワイヤー ロープの劣化及 び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無		
(6)		カーテン部	スラット及び座 板の劣化等の状 況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	有	無	スラットが変形している。	
(7)			吊り元の劣化及 び損傷並びに固 定の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	吊り元と巻き取りシャフトとの締結が外れ、スラットから吊り元が抜け掛かっている。	
(8)		ケース	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	無	無		
(9)			劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	ガイドレールの溝幅の一部が変形し、スラットが引っ掛かり閉鎖できない。	
(10)		危害防止装置	危害防止用連動 中継器の配線の 状況	目視により確認する。	無	無		
(11)			危害防止装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(12)			危害防止装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(13)			座板感知部の劣 化及び損傷並び に作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知 部を作動させ、防火シャッターの降下が 停止することを確認する。	無	無		

番号	点検項目		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
	防火 危 シャッ ター	注害防止装置	作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、シャッター カーテンの質量により運動エネルギーを 確認するとともに、座板感知部の作動に より防火シャッターの降下を停止させ、 その停止距離を銅製巻尺等により測定す る。また、その作動を解除し、防火 シャッターが再降下することを確認す る。。	無	無		
(15)	核	極別器、熱煙 百式感知器及 「熱感知器	感知の状況	(25)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(16)	温置	腹ヒューズ装 【	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(17)		重動制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(20)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(21)			劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	無	無		
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(23)	É	動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(24)		-動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(25)	総合的な作動		防火シャッター の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		

番号	- 点検項目		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号			
3											
(1)	耐火クロ		閉鎖の障害とな	目視により確認する。							
	ススク リーン	状况	る物品の放置の 状況		有	無	降下位置に危機が設置されている。				
(2)		駆動装置	ローラチェーン の劣化及び損傷 の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無					
(3)		カーテン部	耐火クロス及び 座板の劣化及び 損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	無	無					
(4)			吊り元の劣化及 び損傷並びに固 定の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	吊り元の固定ボルトに緩みが発生し、吊り 元と巻き取りシャフトに隙間が発生してい る。				
(5)		ケース	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	ケースの締結部品の一部が脱落し、ケース 内部の耐火クロスが見える。				
(6)		まぐさ及びガイ ドレール	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	無	無					
(7)		危害防止装置	危害防止用連動 中継器の配線の 状況	目視により確認する。	無	無					
(8)			危害防止装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無					
(9)			危害防止装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無					
(10)				目視により確認するとともに、座板感知 部を作動させ、耐火クロススクリーンの 降下が停止することを確認する。	無	無					
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	無	無					
				ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	無	無					
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(21)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無					
(13)		連動制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。	無	無					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	連動機構 連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(15)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(16)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(17)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	無	無		
(18)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(19)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	開閉器と連結させているワイヤーに著しい 腐食が発生している。	
(20)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。	有	無	手動閉鎖装置の前に物品があって近づけない。	
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススク リーンの閉鎖の 状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		
4	ドレンチャーその他の水幕	を形成する防火設	備(以下「ドレンチャー等」という。)				
(1)	ドレン 設置場所の周囲チャー等 状況	作動の障害となる物品の放置の 状況	目視により確認する。	無	無		
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設 置の状況	目視により確認する。	有	無	散水性能に影響を及ぼす異物の付着があ る。	
(3)	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	無	無		
(4)	排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	無	無		
(5)	水源	貯水槽の劣化及 び損傷、水質並 びに水量の状況	目視により確認する。	有	無	濁り、異物の浮遊がある。異物が底に溜 まっている。	
(6)		給水装置の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)	加圧送水装置	ポンプ制御盤の スイッチ類及び 表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	無	無		

番号	点検項目		点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
	ドレン チャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	モーターとポンプの軸継手に緩みがある。	
(11)			加圧送水装置用 予備電源への切 り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(12)			加圧送水装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	配線に損傷がある。	
(13)			加圧送水装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(14)			圧力計、呼水 槽、起動用圧力 スイッチ等の付 属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	無	無		
(15)		煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器(火 災感知用ヘッド 等の感知装置を 含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(16)		制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(17)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(18)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	有	無	回路計の測定値が規定値よりも低い	
(19)			予備電源への切り り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(20)		連動機構用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	コネクタが適切に結合できない。	
(21)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(22)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	連動機構 手動操作装置	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(24)	総合的な作動の状況		次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器とせて行う方法知器又は熱感知器を作動させとができない場合にあっては、放水試験による方法場合にあっては、放水試験による方法	無	無		